

## 沖縄県警察機動捜査隊の運用等に関する訓令

発出年月日：昭和 47. 5. 15

文書番号：沖縄県警察本部訓令第 60 号

公表範囲：概要

改正：昭和 47 年 12 月 11 日訓令第 97 号

昭和 48 年 8 月 31 日訓令第 25 号

昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 10 号

平成 3 年 5 月 25 日訓令第 9 号

平成 4 年 9 月 9 日訓令第 21 号

平成 7 年 3 月 22 日訓令第 5 号

平成 8 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 8 年 10 月 9 日訓令第 14 号

平成 15 年 5 月 2 日訓令第 10 号

平成 21 年 3 月 30 日訓令第 14 号

平成 24 年 3 月 30 日沖縄県警察本部訓令第 14 号

令和 3 年 1 月 7 日沖縄県警察本部訓令第 2 号

この訓令は、沖縄県警察の機動捜査隊（以下「機捜隊」という。）の編成、運用及び勤務要領に関し、必要な事項を定めることを目的とする。